



平成27年9月11日
内閣府（防災担当）

平成27年台風第18号等による大雨に係る 災害救助法の適用について【第2報】

1. 災害の概要

平成27年台風第18号等による大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、茨城県及び栃木県は災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<p>【茨城県】</p> <p>古河市（こがし） 結城市（ゆうきし） 下妻市（しもつまし） 常総市（じょうそうし） 筑西市（ちくせいし） 結城郡八千代町 （ゆうきぐんやちよまち） 猿島郡境町 （さしまぐんさかいまち）</p> <p>【栃木県】</p> <p><u>栃木市（とちぎし）</u> <u>佐野市（さのし）</u> <u>鹿沼市（かぬまし）</u> <u>日光市（にっこうし）</u> <u>小山市（おやまし）</u> <u>下野市（しもつけし）</u> <u>下都賀郡野木町</u> <u>（しもつがぐんのぎまち）</u></p>	9月9日	台風第18号等による大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法 施行令第1 条第1項第 4号適用

（注）下線は今回追加適用分

2. これまでにとられた措置

- ・避難所の設置等

本件問い合わせ先
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者行政担当）付
熊野、小川、山内
TEL 03-5253-2111（内線51358）
03-3593-2849（直通）